

米軍 F - 15 戦闘機墜落事故に関する意見書

本日、1月17日午前10時ごろ、うるま市伊計島東方約70キロメートルの海上において嘉手納基地所属のF - 15 戦闘機が墜落する事故が発生した。

事故現場周辺の海域は金武湾内の漁業者が操業する漁場となっており、一步間違えば操業中の漁業者を直撃して大惨事を引き起こしかねないものとして、漁業関係者はもとよりうるま市民や県民に大きな不安と恐怖を与えている。

F - 15 戦闘機については、平成6年4月の嘉手納弾薬庫地区内への墜落事故、平成7年10月の嘉手納基地南方約百キロメートル海上への墜落事故、平成14年8月の沖縄本島南方約百キロメートル海上への墜落事故があり、その他にも火災事故や尾翼破損による緊急着陸など、相次ぐ米軍機による事件事故に関する市民や県民の不安が高まっている中、このような大きな事故が発生したことは米軍における兵士の教育及び航空機の整備・保守点検のあり方等に疑問を持たざるを得ない。

今回の墜落事故は、本市で発生した昭和34年の宮森小学校ジェット機墜落死亡事故、昭和36年の字川崎の民家へのジェット機墜落死亡事故などを想起させる重大な事故であり、相次ぐ米軍機の事故に歯止めがかからない異常事態に、市民や県民の米軍に対する不信感と怒りは頂点に達しており、断じて容認することはできない。

これまでも、米軍事故が発生するたび、米軍や関係機関に対して厳重に抗議するとともに、事故の再発防止を強く要請したにもかかわらず一向に改善されず、またしてもこのような事故が起きたことは、安全管理に対する米軍当局の認識の低さを露呈するものであり、激しい憤りを覚えるものである。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産を守る立場から、今回の墜落事故に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. 事故原因が究明、公表されるまで、嘉手納基地を閉鎖すること。
2. 事故原因を早期に究明し、その結果を速やかに市民や県民に公表すること。
3. 事故現場周辺海域の油汚染防止策を講じること。
4. 徹底した再発防止策を講じること。
5. すべての米軍機の住民居住地域上空での飛行を全面的に禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年1月17日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	外務大臣
沖縄及び北方対策担当大臣		防衛庁長官	防衛施設庁長官
那覇防衛施設局長			